善意銀行 子ども食堂支援(お米券寄贈)事業実施要項(案)※新規事業

<目的>

地域の子ども達を対象とした「子ども食堂」を実施している団体等へ、善意銀行よりお米券を寄贈し、食事提供の一部を支援することで団体等の活動促進を図ってもらうことを目的とする。

<対象団体>

次の要件を全て満たす団体等が対象とする。

- ①子ども食堂を東大阪市内で実施していること。
- ②18歳未満の子どもとその保護者等を対象として、実施していること。
- ③子どもに無料、又は低料金(300円程度まで)で食事を提供していること。
- ④団体等の活動メンバーは、親族以外の者が3人以上の個人で構成されていること。
- ⑤継続的かつ定期的に子ども食堂の実施を行っていること。
- ⑥傷害保険に加入し、参加者やスタッフの安全に努めていること。
- ⑦食品衛生、食品アレルギーに関して十分に留意していること。
- ⑧政治・宗教活動を目的としていないこと。
- 9営利目的とするものでないこと。
- ⑩新型コロナウイルス等の感染症拡大防止への対策を十分に講じていること。
- ①団体等が活動を行うに際し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。
- <寄贈品> 1団体等につきお米券(500円分)20枚を寄贈(10,000円分)
- <申請期間> 令和6年1月9日~令和6年2月9日 ※土・日曜日及び祝日を除く、午前9時~午後5時まで
- 〈申請書類〉 子ども食堂支援事業申請書(別添)
- <実施報告書>事業報告書と受領書及び実施状況の写真を合わせて東大阪市社会福祉協議 会事務局に提出。
- <申請 先> 社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター へ持参、もしくは郵送(令和6年2月9日消印有効)にて申請する。
- <周知方法> ①東大阪市広報紙「東大阪市政だより」、社会福祉協議会ホームページへ掲載。

 ②その他、SNS等の活用による周知
- 〈留意事項〉 申請書を受付後、ボランティア・市民活動委員会にて審査を行う。この審査により寄贈することが決定した団体等へ3月末ごろ寄贈する。
- <協賛団体> 東大阪ライオンズクラブ